

NEWSあらがると

ネットトラブルから守る

ありのおしらせ

近年、スマートフォンの普及によりネットトラブルが増加し、子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースが増えています。そこで、ネットトラブル防止のために「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議」が普及を進めているサイバー安全標語を紹介します。

ネットで知り合った人とあわない

SNSなどで知り合った人とは会わないようにしましょう。「付きまとい」や「脅迫」につながります。

危ないサイトをりようしない

出会い系サイトや

裏サイトなどの怪しいサイトの利用は、「ウイルス感染」や「違法請求」に発展します。

ネットに自分の情報をのせない

ネットに載せた情報は完全に消せない場合があります、個人情報の悪用につながります。



パスワードを人におしえない

友達であつてもパスワードは教えてはいけません。「覚えのない料金請求」などのトラブルにつながります。



大人にしらせる

実際にトラブルが起きたときは、保護者や先生などの大人に相談しましょう。一人で悩んでいると、トラブルが大きくなってしまう場合があります。

【保護者の皆さまへ】

スマートフォンは「便利で危険なパソコン」であることを理解してください。フィルタリングの活用など、子どもの成長に合わせた家庭のルール作りが重要となります。また、ネットトラブル防止のために、日頃から子どもが相談できる親子のコミュニケーションが大切です。

■お問い合わせ／

町教育委員会 ☎56-8018

雪対策のための住宅リフォーム支援事業

豪雪のまち倶知安町では、雪対策の負担や不安を軽減するため、住宅リフォーム工事費用を一部補助します。

この事業は地方創生事業の一環で、町民が住み慣れた地域で快適な暮らし

ができるよう、支援することを目的としています。

※詳しくは折込チラシをご覧ください。

■お問い合わせ／町建設課住宅係

☎56-8012

◆補助金で、家計の負担も軽減！

○補助対象工事の10分2に相当する額（最大20万円）となります。

◆雪に強く、住みやすい家を目指して！

○屋根・外壁の改修 OK!
※塗装のみは対象外



◆住宅前の雪問題を解決！

○ロードヒーティングや融雪槽の設置 OK!

◆自動車の管理を便利に！

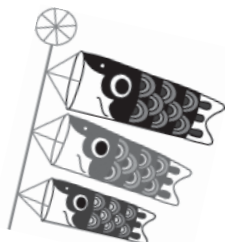
○車庫・住宅組み込みの物置の増築 OK!

春のクリーン作戦

雪も解け始め、春がやってきました。「春のクリーン作戦」をお願いします。

お住まいの地域でのお声掛けがありましたら、協力・参加をお願いします。

学校や各種団体で実施される場合は、町住民環境課環境対策室までご連絡ください。



ーお問い合わせー
町住民環境課環境対策室
☎ 56-8008

新しい副町長と教育長が就任！



副町長 窪田 栄（62）
昭和28年4月10日生まれ
昭和48年、俱知安町役場に入庁。
企画振興課長や農林課長、経済部長を経て、平成25年より教育長に就任。藤田前副町長の任期満了に伴い、3月7日より副町長に就任。



教育長 田中 洋子（56）
昭和33年5月7日生まれ
昭和52年、俱知安町役場に入庁。
学校教育係長、企画振興課新幹線推進室長を経て、平成22年より学校教育課長に就任。窪田前教育長の副町長就任に伴い、4月1日より教育長に就任。



マイナちゃんのマイナンバー教室 vol.5

民間事業者と個人番号

皆さん、こんにちは。マイナンバーの広報キャラクターのマイナちゃんです！
今月は、「民間事業者のマイナンバーの取扱い」についてお知らせします。

◆民間事業者も準備が必要

マイナンバーは、役場などの行政機関だけでなく、民間事業者も取り扱うことになります。

マイナンバーの利用が始まると、従業員やその扶養家族からマイナンバーを取得して、給与所得の源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険等の事務でマイナンバーの取扱いが順次始まります。

事業者は、利用開始に向けて、マイナンバーや※特定個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な管理措置を講じなければなりません。

具体的には、社内規程の見直し、システム対応、個人情報安全管理措置、社員研修・勉強会の実施などが考えられます。

◆従業員からマイナンバーを取得

民間の事業者も、法律で定められた手続き以外で、従業員や顧客などにマイナンバーの提供を求めたり、特定個人情報収集し、保管したりすることはできませんが、税や社会保障の手続きのために**全従業員のマイナンバーを取得する必要があります。**

取得の際には、他人へのなりすまし防止のため本人確認を行う必要があります。法律で決められた利用目的を特定し、通知又は公表することが義務付けられています。

源泉徴収や年金・医療保険など複数の目的でマイナンバーを利用する場合、まとめて目的を提示できませんが、後から利用目的を追加することはできません。

◆法人番号の通知と利用

マイナンバーと同時に、法人にも1法人1つの番号が指定され、今年10月以降、国税庁から、登記上の本店所在地宛に13桁の法人番号が通知されます。（法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません。）

法人番号は広く公表され、マイナンバーと異なり、官民間問わず、自由に利用が可能となります。

◆民間事業者向けの広報資料

マイナンバー制度が始まることで、税務関係、社会保障関係の書類の様式変更、特定個人情報の保管の制限、システム改修など様々な対応をする必要があります。

事業者向けの広報資料やマイナンバーの取扱いを分かりやすく解説したガイドラインは、内閣官房HPをご参照ください。マイナンバーコールセンターも開設されています。

※ マイナンバーをその内容を含む個人情報

マイナンバーのお問い合わせ

◆全国共通ナビダイヤル

☎ 0570-20-0178

平日9時30分～17時30分

（土日祝日・年末年始除く）

◆外国語対応（5カ国語）

☎ 0570-20-0291

◆町総務課法務支援係

☎ 56-8000

マイナンバー

検索